

## 大阪広域環境施設組合監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和5年10月13日

大阪広域環境施設組合  
監査委員 阪井千鶴子  
同 金子恵美

### 監査の結果に基づき講じた措置の通知の公表

#### 1 通知を行った者の氏名

大阪広域環境施設組合管理者 横山 英幸

#### 2 通知を受けた日及び講じた措置の内容

(1) 通知を受けた日：令和5年8月29日

対象：令和4年度定期監査等

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日
1 (1)	ホームページの運用方法について改善を求めるもの  本組合では、組合独自のホームページを開設し、職員の手でホームページを作成・更新している。ホームページの作成にあたり、アクセシビリティへの配慮、閲覧者にとって見やすいホームページとする観点から、ホームページ機能、アクセシビリティ基準等の統一性、一貫性を保持する必要がある。このため、組織として統一的にホームペー	1  令和5年5月1日付で「大阪広域環境施設組合ホームページ運用ガイドライン」を制定した。	措置済	令和5年 5月1日
		2  ・ 令和5年5月8日付で制定したガイドラインを各所属へ通知した。また、庁内ポータルサイトに掲載することで職員が閲覧可能な環境を整えた。		令和5年 7月19日

ジ運用を行うための体制や基準等を定める必要がある。

しかしながら、今回の監査において、各課・各工場におけるホームページの運用状況を確認したところ、次のとおりであった。

- ・ 組合として統一的な運用を行うためのマニュアル等がないため、担当者の裁量でページが作成、運用されている。
- ・ 公文書の作成に準じた事務手続きにより、公開するホームページに関する意思決定を行っているが、所属間や担当者により事務手続きの差が見られる。
- ・ 公開中のファイルのプロパティに不要な情報が残っている。

[指摘事項]

- 1 総務課は、ホームページを作成・運用するためのマニュアル等を作成すること。
- 2 総務課は、作成したマニュアル等を各所属に周知すると共に、職員が閲覧可能な環境を整備すること。

・ ガイドライン制定後、組合として統一的な運用を行うため、各所属の業務担当職員に向けて、令和5年6月15日から7月19日までを期間としたeラーニング形式の研修を実施した。令和6年度以降も研修の実施を計画している。

・ 新たに制定したガイドライン、研修資料は毎年見直しを行い、改定や運用の工夫等が必要と判断したときは、速やかに改定を行う。

1 (2)	<p>ホームページの維持管理について改善を求めるもの</p> <p>本組合では、組合独自のホームページを開設し、職員の手でホームページを作成・更新している。</p> <p>ホームページで公開中の情報に対して、その内容が適切であるか、リンク切れ等閲覧上の不備が発生していないかを定期的に点検するなど、適切なホームページの維持管理を行い、正確な情報発信に努める必要がある。</p> <p>しかしながら、今回の監査において、ホームページの維持管理について確認したところ、次のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一部のページについて更新されるべきデータが最新のものに更新されていない。</li> <li>・ 公開中のホームページに対し定期的な点検はしておらず、担当者の裁量でページの維持管理が行われている。</li> <li>・ ホームページに作成者や問い合わせ等の記載がないものがあり、所管が明らかでないものがある。</li> </ul>	<p>1</p> <p>令和5年4月14日付で各所属に対してホームページ掲載内容の点検実施を依頼した。点検結果をもとに、総務課において掲載内容を更新した。</p> <p>また、所属毎に所管するページに問合せ先を記載することで、各ページの所管を明らかにした。</p> <p>来年度以降も、ホームページ上の掲載内容の点検を所管課に照会し、必要な維持管理を行っていく。</p>	措置済	令和5年 8月9日
-------	--	---	-----	--------------

<ul style="list-style-type: none"><li>全体を俯瞰してホームページの不備を点検する体制ができていない。</li></ul> <p>[指摘事項]</p> <ol style="list-style-type: none"><li>総務課は、組合ホームページ上の各ページの所管を明らかにし、少なくとも1年に1回、ホームページ上の掲載内容の点検を所管課に照会し必要な維持管理を行うこと。</li></ol>			
--	--	--	--